

免税軽油に関する申請のしおり

鳥取県西部県税事務所

1. 免税の対象者及び用途

県税の一つである軽油引取税は、バスやトラックなどの燃料として使用される軽油をはじめ広く軽油を消費される方から、1リットルあたり32円10銭の税を負担いただいています。ただし、令和9年3月31日までの間、一定の業種に該当される方は、あらかじめ免税軽油使用者証、免税証の交付を申請のうえ承認された場合に、免税で軽油を購入することができます。

免税が認められている業種は、次の表のとおりです。

業種名	使用者	用途・対象機械等
石油化学製品製造業	石油化学製品製造業を営む者	石油化学製品製造事業を営む者の事業場において、 1 エチレン、プロピレン、ブチレン、ノルマルパラフィン、硝安油剤爆薬、潤滑油、グリース又は印刷インキ用溶剤の原料（ノルマルパラフィンにあつては、ノルマルパラフィンとなる部分に限る。）の用途 2 ポリプロピレンの製造工程における物性改良のためのアモルファスポリマーの粘性低下の用途
漁 船	船舶の使用者(漁業)	船舶の動力源の用途
漁船以外の船舶	〃（漁業及び専らレクリエーションの用（レクリエーション事業を除く）に供する船舶を除く）	〃
公用又は公共の用に供する施設又は機械	自衛隊の使用する機械を管理する者等	自衛隊の使用する通信の用に供する機械、自動車、その他これに類する機械
鉄道用車両	鉄道又は軌道事業を営む者その他専用の鉄道を設置する者及び専用側線で車両の入換作業を営む者	鉄道用車両、軌道用車両の動力源の用途
軌道用車両	日本貨物鉄道株式会社	○鉄道用車両、軌道用車両の動力源の用途 ○日本貨物鉄道(株)が駅（専用側線のために設けられたものを除く）の構内その他これに類するコンテナ貨物の取扱を行う場所で専らコンテナ貨物の積み降ろしの用に供するフォークリフトその他これに類する機械の動力源の用途
農 業 等	農業又は林業を営む者、農作業のうち基幹的な作業の全部又は一部(P4の※5を参照)の委託を受けて農作業を行う者、農地の造成又は改良を主たる業務とする者(土地改良区等)及び素材生産業を営む者(立木を購入・伐採し、主として素材のまま販売する事業所で前年度の素材の生産量が千立方メートル以上)	農業又は林業の用に供する機械及び左欄の業務の用に供する機械で次に掲げるものの動力源の用途 ○ 動力耕運機その他の耕運整地用機械、栽培管理用機械、収穫調整用機械、植物繊維用機械、畜産用機械 ○ 製材機、集材機、積込機及び可搬式チップ製造機 ○ トラック、農器具等を運搬するトラック、トレーラー等は適用外(農作業に直接携わっていないため)
セメント製品製造業	セメント製品製造業を営む者(生コンクリート製造業を除く)	事業場内において専らセメント製品又はその原材料の積卸しのために使用するフォークリフトその他これに類する機械の動力源の用途
生コンクリート製造業	生コンクリート製造業を営む者	事業場内で専ら骨材の積卸しのために使用するフォークリフトその他これに類する機械の動力源の用途

鉱物の掘採事業	鉱物(岩石及び砂利を含む)の掘採事業を営む者	削岩機、動力付試すい機、鉱物の掘採事業を営む者の事業場内において専ら <u>鉱物の掘採・積み込み・運搬</u> のために使用する機械(パワーショベル等)の動力源の用途
とび・土工工事業	とび・土工工事業を営む者 (建設業法第3条により許可を受けて専らとび・土工・コンクリート工事を行うものに限る)	とび・土工・コンクリート工事の工事現場において専ら <u>くい打ち、くい抜き、掘削又は運搬</u> のために使用する建設機械(キャタピラを有しないものを除く)の動力源の用途
鉱さいバラス製造業	鉱さいバラス製造業を営む者	事業場内において専ら <u>鉱さいの破碎又は鉱さいバラスの集積・積み込み</u> のために使用する機械の動力源の用途(注)中小事業者等限定)
港湾運送業	港湾運送業を営む者	港湾で専ら <u>港湾運送</u> のために使用されるブルドーザーその他これに類する機械の動力源の用途
倉庫業	倉庫業を営む者 (倉庫業法第3条の規定による登録を受けている者)	倉庫において専ら <u>倉庫業</u> のために使用するフォークリフトその他これに類する機械の動力源の用途
貨物利用運送事業等	鉄道(軌道)に係る貨物運送事業又は鉄道貨物積卸業を営む者	駅(専用側線のために設置されたものを除く)の構内において専ら <u>鉄道運送事業者の行う貨物の運送に係るもの又は鉄道(軌道)の車両への貨物の積み込み若しくは取卸しの事業のために使用するフォークリフトその他これに類する機械の動力源の用途</u>
航空運送サービス業	航空運送サービス業を営む者	一定の公共の飛行場で専ら <u>航空機への旅客の乗降、航空貨物の積卸し若しくは運搬又は航空機の整備のために使用するパッセンジャーステップ、ベルトローダー、高所作業車等</u> の動力源の用途
廃棄物処理事業	廃棄物処理事業を営む者	廃棄物の埋立地内において専ら <u>廃棄物の処分のために使用する機械の動力源の用途</u> (注)中小事業者等に限定(例外あり)) 最終処分場(埋立)に係るもののみ対象となる。
木材加工業	専ら木材加工業を営む者	事業場内において専ら <u>木材の積み込み</u> のために使用する機械の動力源の用途(木材注葉業者は対象外)
木材市場業	木材市場業を営む者	事業場内において専ら <u>木材の積み込み</u> のために使用する機械の動力源
たい肥製造業	たい肥製造業を営む者 (肥料の品質の確保等に関する法律第22条1項の届出にかかるパークたい肥製造業を営む者)	事業場内において専ら <u>たい肥の製造工程で使用する機械又はたい肥若しくは原材料の積み込み若しくは運搬のために使用する機械の動力源の用途</u>
索道事業	索道事業を営む者 (鉄道事業法第32条の規定による許可を受けている者)	スキー場において専ら <u>当該スキー場の整備のために使用する積雪を圧縮するための特殊な構造を有する装置を備えた機械又は雪を製造するための装置を備えた機械の動力源の用途</u> 雪上車、ブルドーザー、バックホー、投雪機等は、適用外です。

(注) 上記に該当する機械であっても、道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものについては、免税措置の対象機械から除外されます。したがってナンバープレートをつけている機械は、免税軽油を使用できません。(ただし、農業用機械を除きます。)

専らとは全事業量(売上等)の8割以上をいいます。

対象となる使用者、用途・対象機械等は、主なものを挙げています。詳細については、県税事務所までお問合せください。

中小業者等とは資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人、資本又は出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人のことをいいます。

免税軽油を使用するには

免税軽油を使用するためには、まず免税軽油使用者証（以下：使用者証）の交付申請が必要です。使用者証をお持ちの方は、免税証の交付申請をすることができます。

また、使用者証の申請と併せて免税証の交付申請を行うこともできます。

使用者証の申請をする前に、業種、用途、対象機械等が免税軽油使用の要件に当てはまるかを、ご確認ください。

（１）使用者証の交付申請（新規・更新・書換）

免税軽油を引き取るためには、あらかじめ、免税軽油の使用に係る事務所又は事業所を所管する県税事務所に『免税軽油使用者証交付申請書』を提出してください。

※同一地域内、同業種の複数の免税軽油使用者で、一定の要件を満たす場合、代表者を定めて、共同で使用者証の交付を申請することができます。

業種	提出書類 (★は必須、☆は場合によって必要)	新規	更新	書換
全業種	免税軽油使用者証交付申請書	★	★	
	誓約書 ※9（共同の場合は、加入員全員の誓約書が必要）	★	★	
	・使用機械の売買・リース契約書(写)又は納品書(写) ・購入証明書、リース証明書 ・使用機械のカタログ （使用機械のエンジンの出力(PS,KW)がわかり、かつ軽油を使用する機械であることが分かるもの。）	※1 ★		※1 ★
	*上記の書類が何らかの要因により提出できない場合は使用機械の写真 （全景、銘板、ナンバープレート 各1枚）			
	役員名簿（法人のみ） ※2	★	☆	
	400円(現金またはクレジット支払い・キャッシュレス決済)	★	★	
	免税軽油使用者証		★	★
	免税軽油使用者証書換申請書		☆	★
漁船 ※3	動力漁船登録票（写）、船舶検査証（写）、船舶検査手帳（写） ※検査対象外船舶等は「船舶所有証明書」を提出ください。	★	★	★
船舶 ※3	船舶検査証（写）・船舶検査手帳（写）	★	★	★
農業	耕作証明書（農業委員会）※4 家畜共済加入者証(写) ※8	★	★	
	受委託に関する契約書等又は耕作（農作業受委託）証明・確認書 ※5	★	★	☆

その他	事業の許可関係証明書類（特定業種のみ）※6	★	★	
	決算書（木材加工業）	☆	☆	
	契約書又は、販売実績表（林業（素材生産業））※7	☆	☆	

※1 申請によっては、場合により、軽油の使用を予定している機械等を、申請者の方の立ち会いのもと、職員が現地で確認します。

※2 免税証申請の度に、名簿の提出が必要となります。

※3 漁船および船舶において右記に示した書類を提出する場合、全業種※1の書類は不要です。

※4 共同申請の場合で組合員が新たに追加となる場合、その組合員の耕作証明書の添付が必要となります。

※5 農作業のうち基幹的な作業全部又は一部（耕耘、代かき、刈取り等）の委託を受けて作業する場合は、農作業受委託に関する契約書など受託作業の内容を証する書類。あるいは、最寄りの農業委員会からの証明が必要となります。

但し、自作地を持っている場合(農業を営んでいる)は、基本的な作業全部又は一部の受託で申請することができますが、自作地がない場合(農業を営んでいない)は、基本的な作業全部を受託する必要があります。

※6 鉱物の掘採事業…砕石業の許可、鉱物法の許可、砂利採取法の許可のうち該当する許可証の写し

とび・土工…建設業法の許可（写）、工事経歴書等、決算報告書

港湾運送業…港湾運送事業法の許可（写）

倉庫業…倉庫業法の免許（写）、倉庫の平面図及び倉庫明細（各倉庫ごと）

廃棄物処理業…廃棄物処理事業の許可（写）（最終処分の許可かつ中小企業）に限る

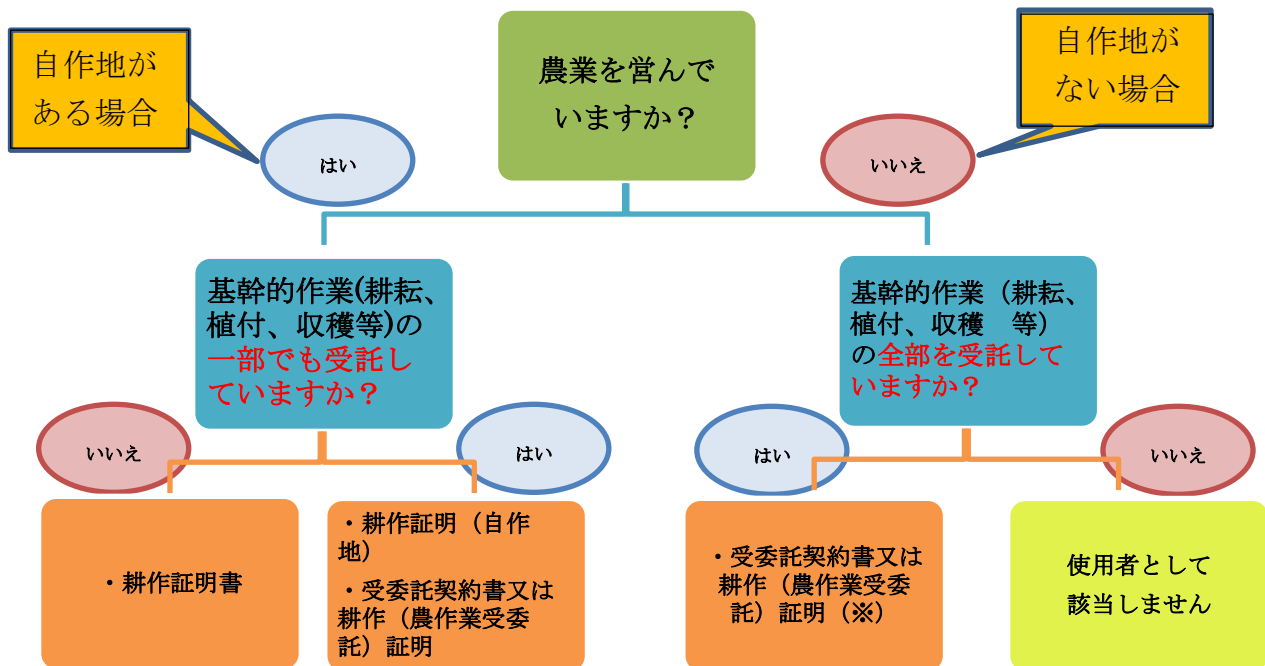
索道事業…鉄道事業法の許可（写） 等

※7 林業（素材生産業）…前年度の素材生産量が1,000 m³以上であることが確認できる書類

※8 畜産の場合には、家畜共済加入者証(各県の農業共済発行のもの)の写しが必要です。

牧草地については、耕作証明書(農業委員会)が必要です。

農業等申請パターン



※ 対象判断のため、事前に各県税事務所にご相談ください。

※9 誓約書について

以下の場合、使用者証を交付できませんのでご注意ください。

<法人の場合>

○役員のうち以下の該当者が1人でもいた場合

- 1 免税軽油使用者証及び免税証の返納を命ぜられ、その日から起算して二年を経過しない者
- 2 免税軽油使用者が**国税又は地方税の滞納処分**を受け、その滞納処分の日から起算して二年を経過しない者

※「滞納処分」とは県税等を滞納したことにより受けた差押等の処分

3 国税若しくは地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は国税犯則取締法（法において準用する場合を含む。）若しくは関税法（とん税法及び特別とん税法において準用する場合を含む。）の規定により通告処分（科料に相当する金額に係る通告処分を除く。）を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から起算して三年を経過しない者

<個人または共同申請の場合>

上記1～3のいずれかに該当者がいた場合

(2) 免税証の交付申請（交付申請・交換申請）

使用者証の有効期間内に免税証の交付申請（以下「交付」という。）をされる方は『免税証交付申請書』を、免税証に記載された販売店の変更や免税証の単位の変更を申請（以下「交換」という）される方は『免税証交換申請書』を使用者証の交付を受けた県税事務所に提出してください。

県税事務所で申請内容を審査の上、免税証を交付します。なお、**交付は申請日の翌日から10開庁日後となりますので、免税証が必要な方は速やかに手続きを行ってください。**

業種	提出書類 (★は必須、☆は場合によって必要)	交付	交換
全業種	免税証交付申請書	★	
	免税軽油使用者証	★	★
	免税軽油の引取り等に係る報告書（更新の場合）	★	
	免税証受払簿（更新の場合）	★	
	免税軽油納品書又は請求書（更新の場合。いずれも写しでも可。）	★	
	免税軽油使用者証等返納書 ※1（更新の場合）	☆	
	免税証 ※1（更新の場合）	☆	★
	免税証交換申請書		★
	免税軽油所要数量計算書 ※2	☆	
農業	耕作証明書 （耕作面積の増加により、申請数量が増加する場合）	☆	
	受委託に関する契約書又は耕作（農作業受委託）証明・確認書	☆	
船舶	誓約書（レクリエーション用でないことを誓約するもの）	★	
	事業の登録、許可等に係る書類や決算書等の事業性を確認できる書類	★	

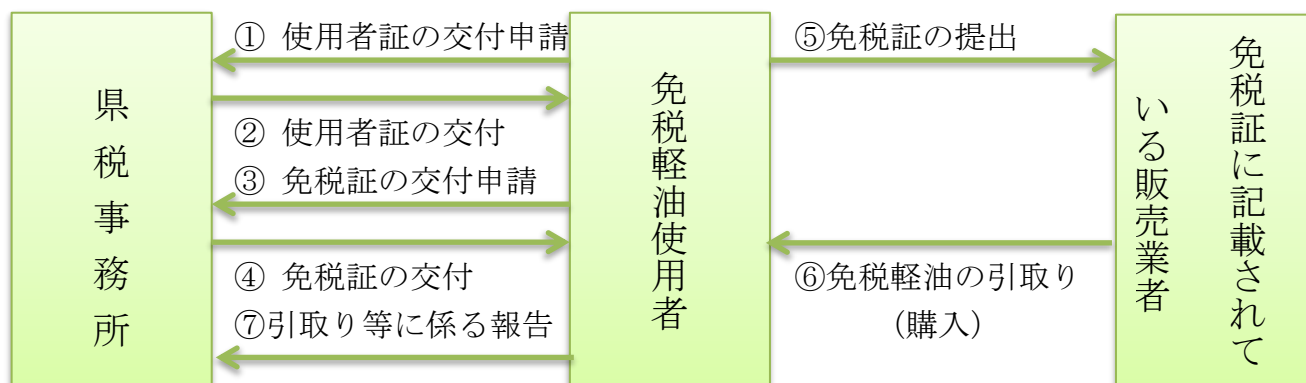
※1 使用しなかった免税証がある場合のみ。

※2 2回目以降申請時において、数量の算定が省略される場合(前回数量と同じもの(同数量かつ同期間))は添付不要。詳しくは各県税事務所にお問い合わせください。

【免税証の種類】

1リットル券	18リットル券	100リットル券	1,000リットル券
5リットル券	20リットル券	200リットル券	5,000リットル券
10リットル券	50リットル券	500リットル券	10,000リットル券

の各種類がありますので、免税証交付申請書には、引取り（購入）ごとの数量に合った種類を記載してください。



以下の場合、免税証を交付できませんのでご注意ください。

<法人の場合>

○役員のうち以下の該当者が1人でもいた場合

1 免税軽油使用者証及び免税証の返納を命ぜられ、その日から起算して二年を経過しない者

2 免税軽油使用者が**国税又は地方税の滞納処分を受け、その滞納処分の日から起算して二年を経過しない者**

※「滞納処分」とは県税等を滞納したことにより受けた差押等の処分

3 国税若しくは地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は国税犯則取締法（法において準用する場合を含む。）若しくは関税法（とん税法及び特別とん税法において準用する場合を含む。）の規定により通告処分（科料に相当する金額に係る通告処分を除く。）を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から起算して三年を経過しない者

<個人または共同申請の場合>

上記1～3のいずれかに該当者がいた場合

以下の場合も、免税証を交付できませんのでご注意ください。

<全ての免税軽油使用者共通>

1 免税軽油の引取り等に係る報告書を提出しない者

2 免税証を交付することが軽油引取税の取締り又は保全上特に不相当と認められる者

2. 免税軽油の引取り

免税軽油は、免税証に記載された販売業者から免税証と引換えに引き取ってください。

【免税証を引き渡す（免税軽油を引き取る）ときの注意点】

- 免税証に記載された販売業者以外の者からの免税軽油の引取りは、船舶、軌道等の使用者が引取を行う場合その他やむを得ない場合に限られます。（詳しくは各県税事務所にお問い合わせください。）
- 免税証に記載された有効期限内に免税軽油を引き取ってください。
- 免税証に記載された数量未満の引取りを行うときは、当該免税証の表面に「権利放棄〇〇リットル」と赤ボールペン等で朱書きしてください。
また、権利放棄の数量は正確に記入し、数量を訂正する場合は訂正箇所には訂正印を押印してください。

3. 免税軽油に関する報告

免税軽油使用者証の交付を受けた方は、交付を受けた県税事務所に免税軽油の引取り等の事実について、「免税軽油の引取り等に係る報告書」によって報告しなければなりません。

【添付書類】

- 販売業者から免税軽油を引き取った際に受け取った領収書、納品書、代金請求書の写し等（品名、数量、引取年月日のわかるもの）
- 免税証受払簿等（免税軽油の引取りの都度、日付、番号（例：A123456）等を正確に記載すること。）

【報告期限】

○原則

毎月末日までに、前月の初日から末日までの間に行った免税軽油の引取り等に関する事項を免税軽油使用者証の交付を受けた県税事務所に報告してください。免税証の交付数量が月平均 2,000 リットルを超える（ $(1 / \text{使用月数})$ が 2,000 リットルを超えるもの）の場合、毎月報告となります。

○特例

免税証の交付数量が月平均 2,000 リットル以下の場合、次回免税証交付申請の時にまとめて報告することができます。

4. 免税軽油使用にあたっての取扱注意事項

(1) 免税機械について

- 免税軽油使用者証に記載された機械のみが免税軽油を使用できます。
- 機械別消費状況表もしくは作業日報等により稼動状況を正確に記録・管理してください。
- 機械の変更、追加、廃車等がある場合、免税軽油使用者証書換申請書により免税軽油を給油する前に必ず届出を行ってください。
(機械の変更、追加の届出を行わず免税軽油を使用した場合は、その使用量に軽油引取税がかかります。)

(2) 免税軽油使用者証・免税証について

- 免税証は、必ず免税軽油使用者において責任を持って管理し紛失等のないように厳重に保管してください。(紛失等の場合、亡失届を提出していただきます)
- 免税証は譲渡禁止です。
- 免税軽油使用者証及び免税証には有効期間があります。有効期間が過ぎたり、軽油の引取りがなくなったときは速やかに返納してください。
- 免税証を使い切り、今後の使用量に対し免税軽油が不足又はなくなってしまった場合は、随時免税証の追加交付申請が可能です。
- 免税軽油を引き取った場合は、その給油伝票等(請求書・納品書等)を必ず保管してください。

(3) 免税軽油について

- 承認を受けずに免税軽油を他人に譲り渡すことは禁じられており、違反した場合は課税対象になるとともに法律で罰せられます。
- 免税機械の変更(買換)・廃車に当たっては燃料タンク内に残った免税軽油はすべて消費するか抜き取り、使用者証に記載された免税用途、機械以外に使用することのないよう注意してください。
- 課税軽油の使用がある場合(たとえば自家用ディーゼル車)、課税軽油と免税軽油の取扱を区別してください。
※違反の場合、追徴等罰則の適用があります。

5. 軽油引取税の課税及び罰則等について

次のような場合には、軽油引取税が課税され、あるいは法律により罰せられることの他、免税軽油使用者証及び免税証を交付しない場合や、返納を命ずることがあります。

- 偽りその他不正の行為によって免税証の交付を受け、免税軽油を購入した場合（免税証の不正受給）
- 免税証を他人に譲り渡したり、譲り受けたりした場合（免税証の譲渡）
- 有効期間の過ぎた免税証で免税軽油を購入した場合（有効期限外使用）
- 知事の承認を受けずに免税軽油を譲渡したり、使用者証に記載されていない者が免税軽油を使用した場合（免税軽油の譲渡）
- 使用者証に記載されていない機械又は用途に免税軽油を使用した場合（用途外消費）

【罰則規定】

免税証の不正受給（地方税法第 144 条の 22）

- ・ 10 年以下の懲役（令和 7 年 6 月 1 日以降は拘禁刑）、若しくは 1 千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

免税証の譲渡禁止（地方税法第 144 条の 25）

- ・ 1 年以下の懲役（令和 7 年 6 月 1 日以降は拘禁刑）又は 50 万円以下の罰金
- ・ 10 年以下の懲役（令和 7 年 6 月 1 日以降は拘禁刑）若しくは 1 千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。（免税証を譲り受け、免税軽油の引取りを行った者）

免税軽油の譲渡（地方税法第 144 条の 26）

- ・ 2 年以下の懲役（令和 7 年 6 月 1 日以降は拘禁刑）又は 100 万円以下の罰金

また、次のような場合にも、法律により罰せられることがあります。

- 免税軽油の引取り等に係る報告書を報告期限までに提出しない場合
- 免税軽油の引取り等に係る報告書に虚偽の記載をして提出した場合

【罰則規定】

免税証の報告義務（地方税法第 144 条の 28）

- ・ 1 年以下の懲役（令和 7 年 6 月 1 日以降は拘禁刑）又は 50 万円以下の罰金

6. 徴税吏員の質問・検査

県税事務所の職員が免税機械の確認、免税証保管状況及び免税軽油の使用状況の確認のために、現地において免税軽油使用者又は軽油引取税の賦課徴収に直接関係があると認められる者に質問をしたり、帳簿書類について検査を行っていますので、ご協力をお願いします。

7. 問い合わせ先

名 称	電話番号	郵便番号	所 在 地
東部県税事務所	(0857)20-3518	680-0061	鳥取市立川町六丁目 176 (鳥取県東部庁舎 4 階)
中部県税事務所	(0858)23-3111	682-0802	倉吉市東巖城町 2 (中部総合事務所 1 階)
西部県税事務所	(0859)31-9627	683-0054	米子市加茂町 1 丁目 1 (米子市役所本庁舎 2 階)
西部県税事務所日野支所	(0859)72-2083	689-4503	日野郡日野町根雨 140-1 (日野振興センター 1 階)
鳥 取 県 庁 税 務 課	(0857)26-7053	680-8570	鳥取市東町一丁目 220

令和 7 年 4 月 1 日改訂

【様式】

第十六号の二十一様式

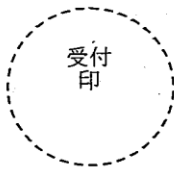
		※処理事項	承認	受付	
			ℓ		
受付印 年 月 日 西部県税事務所長 様		免税軽油の使用に係る 事務所又は事業所所在地 業 種 免税軽油の使用者証の番号 及び氏名（名称） この申請に应答する係 及び氏名並びに電話番号 （ - - ）			
免 税 証 交 付 申 請 書					
機械、車両又は 設備名（番号）	No. No.	No. No.	No. No.	No. No.	
所要数量合計 ℓ		所要数量計算期間		年 月 日から 年 月 日まで	
希望する販売業者名 及び所在地	免税証の種類	枚 数	数 量	免 税 証 の 番 号	
	ℓ 券		ℓ	から まで	
				から まで	
				から まで	
				から まで	
				から まで	
	計			から まで	
参 考	前回交付を受けた免税証		前回交付を受けた免税証 のうちの使用量		(ア) - (イ)
	計 算 期 間	数量(ア)	期 間	数量(イ)	
	年 月 日から 年 月 日まで	ℓ	年 月 日から 年 月 日まで	ℓ	ℓ
	前回交付を受けた免税証に記載された販売業者以外の販売業者 から免税軽油の引取りを行った場合の販売業者の氏名又は名称				数 量
					ℓ

免税証を受領しました。

年 月 日 氏名

免稅輕油所要數量計算書

[illegible]



領収書のコピー貼付

※ 処 理 事 項	審査	交付				証の番号
						第 号
	年 月 日まで有効					

年 月 日		免税軽油使用者証交付申請書				
鳥取県西部県税事務所長 様						
住所又は事務所若しくは事業所在地						
業 種						
氏 名 又 は 名 称						
この申請に応募する係及び氏名並びに電話番号		(- -)				
機 械 、 車 両 又 は 設 備 の 明 細	所 在 地					
	名 称	No.	No.	No.	No.	No.
	所有者の氏名又は名称					
	型 式					
	軸 馬 力					
	燃 焼 方 式					
	台 数					
用 途						
年間見込所要数量						
年間見込所要数量合計						リットル

第十六号の十六様式

第16号の16様式記載要領

- 1 この申請書は、新たに免税軽油使用者証の交付を申請する場合において、交付を受けようとする総合事務所長に1通提出すること。
- 2 「※処理事項」欄は、申請者において記載することを要しないこと。
- 3 この申請に応答する係については、機械、車両又は設備について詳細に説明できる者を記載すること。
- 4 機械、車両又は設備の明細については、詳細に記載すること。
- 5 免税証の交付を申請する者が他の者の所有に係る機械、車両又は設備を使用している場合においては、これを証する書面を添付すること。
- 6 「型式」欄には、製作所名及び機械、車両又は設備の通常称されている型の名称を記載すること。

誓 約 書

私

は地方税法施行令第43条の15第15項第1号から第4号までのいずれに

私 供

も該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

鳥取県西部県税事務所長 様

氏名または名称

第十六号の十八様式（用紙日本工業規格A4）（第八条の二十八関係）

地方税法施行令第43条の15第15項

法第百四十四条の二十一第三項に規定する政令で定めるときは、次に掲げる場合とする。

- 一 免税軽油使用者が地方税に関する法令の規定に違反したことにより法第百四十四条の二十一第四項の規定により免税軽油使用者証及び免税証の返納を命ぜられ、その日から起算して二年を経過しない者であるとき。
- 二 免税軽油使用者が国税又は地方税の滞納処分を受け、その滞納処分の日から起算して二年を経過しない者であるとき。
- 三 免税軽油使用者が国税若しくは地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は国税犯則取締法（法において準用する場合を含む。）若しくは関税法（とん税法及び特別とん税法において準用する場合を含む。）の規定により通告処分（科料に相当する金額に係る通告処分除く。）を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から起算して三年を経過しない者であるとき。
- 四 免税軽油使用者が法人であつて、その役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるとき

購 入 証 明 書

機 械 の 名 称				
製 造 年 月 日				
製 造 会 社 名				
機 械 の 型 式				
機 関 の 型 式				
出 力	定格	PS	最高	PS
燃 料 消 費 率				
1 時 間 当 た り 平 均 燃 料 消 費 量				
主 要 燃 料				
備 考	カタログを添付のこと。			

上記の機械を 年 月 日に貴社から購入したことを証明してください。

住所

氏名

印

上記の機械を販売引渡したことを証明する。

年 月 日

住所

氏名

印

リ ー ス 証 明 書

機 械 の 名 称		
製 造 年 月 日		
製 造 会 社 名		
機 械 の 型 式		
機 関 の 型 式		
出 力	定格 PS	最高 PS
燃 料 消 費 率		
1 時 間 当 た り 平 均 燃 料 消 費 量		
主 要 燃 料		
リ ー ス 期 間	年 月 日～ 年 月 日	
備 考	カタログを添付のこと。	

※機械の所有者がリース元と異なる場合は下欄に機械の所有者名を記入してください。

機械の所有者	
--------	--

上記の機械を貴社からリースを受けていることを証明してください。

住所

氏名

印

上記のとおりリースしていることを証明する。

年 月 日

住所

氏名

印

記入例

注) 所要数量(B)については、計算書で得た数量(A)に対して、 $A \geq B$ となるようにする。

第十六号の二十一様式

※処理事項		承	認	受 付
			ℓ	
受付印		免税軽油の使用に係る事務所又は事業所所在地		
令和〇〇年 △月 □日		業 種		
西部県税事務所 様		免税軽油の使用証の番号及び氏名(名称)		
		この申請に应答する係及び氏名並びに電話番号		
		米子市糺町1丁目〇〇		
		農業等		
		西部県税事務所第 号		
		西部 太郎		
		鳥取 西太郎		
		(000 - 1111 - 2222)		
免 税 証 交 付 申 請 書				
機械、車両又は設備名(番号)	No. 1	トラクター	No. 2	コンバイン
	No.		No.	
所要数量合計	B	6400 ℓ	所要数量計算期間	ここには記入しない
希望する販売業者名及び所在地	免税証の種類	枚 数	数 量	免税証の番号
(有)〇〇石油店 米子市糺町 〇〇	200 ℓ 券	32	6,400 ℓ	から まで
				から まで
				から まで
				から まで
				から まで
	計	32	6,400	から まで
参 考	前回交付を受けた免税証		前回交付を受けた免税証のうちの使用量	
	計 算 期 間	数量(ア)	期 間	数量(イ)
	年 月 日から 年 月 日まで	ℓ	年 月 日から 年 月 日まで	ℓ
	前回交付を受けた免税証から免税軽油の引取りを行った場合の販売業者の氏名又は名称			数 量
			ℓ	

免税証を受領しました。

氏 名

免稅輕油所要數量計算書

機械、車両又は設備名	農業のみ			作業日数	燃料消費量 (1時間当たり) (ℓ/h) (A)	所要時間 (時間) (B)	所要数量 (ℓ) (A) × (B)	備考
	作業内容	耕作面積 (a)	作業回数 (回/年)					
トラクター	耕起	200	2	14	10	80	800	
トラクター	整地	200	2	14	10	80	800	
トラクター	施肥	200	4	20	10	160	1,600	
コンバイン	収穫	200	2	8	50	64	3,200	
計							A 6,400	



手数料 400 円
領収書（控）を貼付

※処 理 事 項	審査	交付				証の番号
						第 号
	年 月 日まで有効					

令和〇〇 年 △ 月 □ 日 鳥取県東部県税事務所長様		免税軽油使用者証交付申請書				
住所又は事務所若しくは事業所在地		米子市糺町1丁目〇〇				
業 種		農業等				
氏 名 又 は 名 称		西部 太郎				
この申請に应答する係及び氏名並びに電話番号		鳥取 西太郎 (000 - 1111 2222)				
機 械 、 車 両 又 は 設 備 の 明 細	所 在 地	鳥取市	鳥取市			
	名 称	No. 1 トラクター	No. 2 コンバイン	No.	No.	No.
	所有者の氏名又は名称	西部 太郎	西部 太郎			
	型 式	TR-3000	CM-2000			
	軸 馬 力	30 PS	50PS			
	燃 焼 方 式	ディーゼル	ディーゼル			
	台 数	1	1			
用 途		耕起、整地、施肥	収穫			
年間見込所要数量						
年間見込所要数量合計					リットル	

第十六号の十六様式

第16号の16様式記載要領

- この申請書は、新たに免税軽油使用者証の交付を申請する場合において、交付を受けようとする総合事務所長に1通提出すること。
- 「※処理事項」欄は、申請者において記載することを要しないこと。
- この申請に应答する係については、機械、車両又は設備について詳細に説明できる者を記載すること。
- 機械、車両又は設備の明細については、詳細に記載すること。
- 免税証の交付を申請する者が他の者の所有に係る機械、車両又は設備を使用している場合においては、これを証する書面を添付すること。
- 「型式」欄には、製作所名及び機械、車両又は設備の通常称されている型の名称を記載すること。

誓 約 書

私

は地方税法施行令第43条の15第15項第1号から第4号までのいずれに

私 供

も該当しない者であることを誓約します。

年 月 日



提出の日を書く

鳥取県西部県税事務所長 様

氏名または名称

〇〇 〇〇

印

第十六号の十八様式（用紙日本工業規格A4）（第八条の二十八関係）

地方税法施行令第43条の15第15項

法第百四十四条の二十一第三項に規定する政令で定めるときは、次に掲げる場合とする。

- 一 免税軽油使用者が地方税に関する法令の規定に違反したことにより法第百四十四条の二十一第四項の規定により免税軽油使用者証及び免税証の返納を命ぜられ、その日から起算して二年を経過しない者であるとき。
- 二 免税軽油使用者が国税又は地方税の滞納処分を受け、その滞納処分の日から起算して二年を経過しない者であるとき。
- 三 免税軽油使用者が国税若しくは地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は国税犯則取締法（法において準用する場合を含む。）若しくは関税法（とん税法及び特別とん税法において準用する場合を含む。）の規定により通告処分（科料に相当する金額に係る通告処分除く。）を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から起算して三年を経過しない者であるとき。
- 四 免税軽油使用者が法人であつて、その役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるとき

誓 約 書（漁船以外の船舶）

私は専らレクリエーションの用に供する船舶の使用者でないことを誓約します。（レクリエーションに関する事業の用に供する船舶を除く。）

本誓約に反した場合は、免税軽油として引き取った軽油について申告納付します。

令和 年 月 日

鳥取県西部県税事務所長様

氏名又は名称

【関係法令】

（地方税法附則）

第十二条の二の七 道府県は、令和九年三月三十一日までに行われる次に掲げる軽油の引取りに対しては、第百四十四条の二第一項及び第二項の規定にかかわらず、次項において読み替えて準用する第百四十四条の二十一第一項の規定による免税証の交付があつた場合又は次項において読み替えて準用する第百四十四条の三十一第四項若しくは第五項の規定による道府県知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さないものとする。

一 船舶（政令で定めるものを除く。）の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り
二～五 略

（地方税法施行令附則）

第十条の二の二 法附則第十二条の二の七第一項第一号に規定する政令で定める船舶は、専らレクリエーションの用（レクリエーションに関する事業の用を除く。）に供する船舶とする。

※専らとは船舶の全使用時間の内８割以上をいう